

特記

特記1 持続可能な地方財政制度の確立に向けた国への要請

本県を含む地方団体は、これまで国を上回る職員数の削減や給与カット、さらには公共投資の大幅な削減など、血のにじむような行財政改革に取り組んできた。

しかしながら、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減、さらには、社会保障関係経費の増大などにより、財政の硬直化が著しく進み、平成23年度には基金が枯渇するなど、地方財政は完全に破綻しかねない危機的な状況にある。

一方で、高齢化の進展に伴う地域福祉施策や、食の安全をはじめとする県民が安心して暮らすことができる施策の充実など、地方団体が担うべき役割と財政需要はますます大きくなってきている。

このような役割を適切に果たすため、本県としては、まず自らが財政再建に向けた取り組みを進めるとともに、「持続可能な地方財政制度の確立」に向け、全国知事会などとも連携しながら国への要請をこれまで以上に積極的に行う。

特記2 国の景気対策への対応等

我が国の経済情勢は、百年に一度と言われる世界同時不況により後退局面にあり、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れがあることから、国においては、現在の経済金融情勢に対応し、国民生活と経済を守るため、景気回復のための大型経済対策が取りまとめられた。

本県においても、企業の景況感が幅広い業種で悪化するなど景気後退の影響が及んでおり、県としても、県内の景気動向や国の予算措置状況等を見極めながら、景気対策に的確に対応していく必要がある。

しかしながら、本県においては、過去において、バブル経済崩壊後における国の経済対策に積極的に呼応してきた結果、平成10年代前半に危機的な財政状況に陥ったという苦い経験を持っている。

そのため、今後も景気対策が行われる場合には、本県経済において県財政が果たす役割を踏まえながら、事業実施の必要性・緊急性・費用対効果の徹底的な精査を行うことにより財政規律の維持に努めるなど、財政再建との整合性を図りながら適切に対応していく。

特記3 地域経済への配慮

経済基盤が比較的弱く、税収増による歳入の大幅な増加が望めない中、本県財政の再建を進めていくためには、公共事業をはじめとする県財政歳出の縮減は避けられない。しかしながら、一方で、公共投資に依存する度合いの高い本県において、県の歳出の縮減が地域経済に対し大きな影響を与えることも懸念される。

そのため、県としては、限られた財源の中で、より地域の活性化に資する事業への重点化を図るとともに、可能な限り総額の確保に努めていく。また、平成19年3月に施行された「熊本県中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえながら、県内中小企業者の受注機会の増大や物品、役務の利用促進等に努めるなど、県内中小企業の振興に引き続き積極的に取り組んでいく。